

条例

12月定例会は11月30日から15日間の会期で開きました。補正予算・議案11件を可決。請願1件、意見書1件を採択しました。一般質問は14日、2人が行いました。

議会議員・特別職及び 教育長の期末手当の減額

平成22年8月10日に出された人事院勧告にかんがみ、国の特別職の職員等の取り扱いに準じ、議会議員、特別職の職員で常勤のもの及び教育長の平成22年12月に支給する期末手当の支給割合の引き下げ、及び平成23年6月期以降の期末手当の支給割合を変更する。

全員賛成

職員の給与の減額

8月10日の人事院勧告による国家公務員の給与に関する法律の改正に伴い、国家公務員の給与の改正に準じて、職員の給与改定を行う。

給料表の減額改正、期末勤勉手当の支給割合の引き下げなどの改正、また、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る民間との格差相当分を解消するため、12月の期末手当で減額調整する。

賛成(10) ← 討論 → 反対(1)

井上護議員

人事院勧告は公務員労働者に堪えがたい生活悪化をもたらし、この12年間で一時金では1.3か月、平均年間給与は70万9千円、本年度は9万4千円の引き下げ、給与構造改革による抑制、自治体での独自カットなどを加えると、さらに大幅な賃金削減となるものである。同時に今回のマイナス勧告による民間労働者への影響は深刻であり、内需拡大に逆行し地域経済を一層冷え込ませる賃金削減のマイナスの連鎖に拍車をかけるものであり、断固反対する。

徳永豊議員

新聞や報道では、各地で公務員と民間の所得があまりにも格差があるための是正であると報道されている。極端な例では、阿久根市、名古屋市のような問題も発生するかと思う。人勧でしっかり分析しながら、わずかな引き下げパーセントでも民間の所得と近づけると考えられている。この公務員給与を下げることによつて、民間の所得が抑えられるのは全く心配ないわけではないが、全国的に考えて、これを採用されることについては賛成とする。

賛成多数(賛成10・反対1)